人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年七月十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四一

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

別表職員の欄中「ＴＰＰ政府対策本部の国内調整総括官若しくは」を「ＴＰＰ等政府対策本部」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。